中紙面の裏も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり」　時事新報社電話番號　百四

新報

明治廿七年四月廿五日　水曜日
舊曆甲午三月二十日（丁酉）
日出午前四時五十八分　日入午後六時二十一分
月出午後十一時三十五分　月入午前七時十五分
滿潮午前八時十八分　午後八時三十五分
（西曆一千八百九十四年）
年始より　百十五日
年末まで　二百五十日

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐるあと寡からず偶ゝ時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんあとを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

附錄
…國人に紹介し且は…に於て此道に名あ…て十二箇月を割…極麗の彩色石版…讀者に配布する…至て終るの趣向…世人の大喝采を

…時に首を廻して…迫る此畫に對す…壁細々たる響あ

…錢（東京市外は…は臨時に紙數を…の申込は來る五

…詳細なる商況物

…此他後に…料を要す）…錢〇三箇月…八拾五錢〇一箇…此他大祭祝日年

…賃を以て返戻す…以て又廣告料の…知被下度候

金山、元山津　金拾三錢
…若くは加奈陀を
金六拾錢
金三拾錢
太平洋諸嶋、濠
金六拾五錢
金三拾五錢

七日以上　…十錢五厘

…定價の通り申受…以下にて引受…は直ちに其取…もあるべき譯

時事新報

稅權回復

稅權回復の語を聞くや久し近頃に至り條約改正談と共に又もや論者の囂々する所となりしが其所謂稅權回復とは抑も何事を意味するや明白なる定義は我輩の未だ知るを得ざる所にして或は貿易の課稅は國の主權に存するあとなれば條約によりて羈束せらるゝは不都合なり宜しく自國の勝手に制定す可し即ち米國の如くなる可しと云ふ者あるかと思へば又或は今日の關稅條約たる我國にては締盟國の認諾を得るに非ざれば一切之れを改正するあと能はざるに引替へ彼に在ては特に關稅條約を約したる國に對するの外、都て自國の任意に制定するを得るあとにして日本に對しては實に片手落の沙汰なり即ち日本に對しては偏務の契約を實行するものなるゆゑ今ゐの偏務を改めて雙務のものとなすは即ち稅權の回復なりと唱ふるもあり蓋し隨意制定の說は一應理あるに似たれども國の利害得失に稽へ自から承知の上にて條約の羈束を受るは毫も主權に妨なきのみか互に隨意に制定して稅率に何時如何なる變動あらんも知る可らざる樣にては貿易上彼の我に對して不安心なると等しく我も彼に對して不安心の限りなれば條約により或る期限の間互に一定して動かさゞるを約束するは實際に於て肝要なり且つ論者は輸入品に課稅するの一方を見て我輸出品が外國に至り課稅せらるゝの場合をば恰も度外に看過する樣なれども若しも我隨意なりとて大に輸入稅率を高くするが爲め其返報として外國にても亦我輸出品に重稅を賦課するか若くは他の諸國には輕く我國に對しては特に重くする等のあともあらば輸出貿易上容易ならざるあとにして彼是思ひ合すれば或る期限を定め條約を以て約束するは寧ろ貿易の爲め大切の條件にゐそあれ是れ即ち米國を除くの外、歐洲諸國間にはいづれも關稅條約の定めある所以にして天下誰ありて之を主權の瑕瑾と認むる者なし唯その條約を定むるに當り前記の如く偏務のものとなすは不利不都合の大なるものなれば雙務論者の所說も所謂稅權回復論の眞意として觀る可き歟至極尤もの說にして政府の當局者とても恐くは異存なかる可し如何となれば先年大隈伯の條約案にも關稅條約に就ては特に大に注意を加へ殆んど對等を期したる趣旨にして既往かくの如き上は今後更に進歩す可きも退却す可き筈なければなり條約改正も時の如く現に進みつゝあるものとすれば關稅條約に偏務を雙務に改むるが如きは想ふに必然ならんと敢て信ずる所なれども其邊の内情は臆測するも詮なければ暫く擱き所謂稅權回復の論旨が果して我輩の解釋に相違なくんば雙務的に關稅條約を締結するの要用は既に認めたるものにして之より講究す可きは唯その稅率の高低如何に在るのみ然らば則ち之を稅權回復と云はんよりは寧ろ稅率改正と稱して適當なる可し

稅權回復とは果して稅率改正の意味なりとすれば此事は國家の權利問題に非ずして重に經濟問題に屬するものなり扨經濟の實地に於て輸入品に對する今の關稅を高くす可きか低くす可きか又如何なる物品に重くして如何なる種類に輕くす可きか或は平均五分を標準とす可きか一割二割とも定む可きか抑も稅率の高低は輸入をして容易ならしめ又艱澁ならしむるあと例へば爲替相場に金價騰貴自然の結果として輸入の易からざる如く關稅の高きが爲めには輸入の艱澁を見るあとならば其艱澁なるは果して國家の利益なるや貿易の不振を關稅の收入と差引して何等の損得あるや又或は商賣上に損しても工業上に益ある可きか益あらば何々の事業に益ありて幾干の商利を償ふ可きや損あらば凡そ何れの邊に準を定めて適當なるや等一々問題を揭げ來らば蓋し論者の未だ講究せざるものも多々ある可し此等の問題の決定せざる限りは稅率改正は容易に云ふ可らず否な、斯る重要の問題ありて大調査を要するにも拘はらず稅權回復稅率改正等僅に四字程の標幟を樹て輕々に國家の大事を論斷するは我輩の甚だ感服せざる所にして先づ第一に論者の注意を望まざるを得ず、知らず論者は右の如き委細の事は第二に置き兎も角も彼の偏務の條約を雙務のものと改むるを得ば稅率の如きは當分今日の儘にても不可なしと云ふか、若しも然らんには條約改正の進行猶は未だ詳かならざる折柄何人も其偏務なる可きや雙務なる可きやを知らざるあとなれば國民は唯希望を述ぶるに止まりて實地の運びは外交當局者の伎倆を傍觀するの外なかる可し之に反して單に一小部分の恢復に止まらず關稅條約全體に付て大に意見を定めんとするに於ては是非とも以上の調査なくしては叶はざるあととなり且つ此事たるや前に云ふ如く權利の爭よりも寧ろ經濟に關する損得の問題なれば之を決するには先づ東西洋貿易上の大勢を觀察して永遠の方針を考へざる可らず例へば我日本國は永く農業國に止まる可きや又は終に變じて工業の國たる可きや或は又純然たる航海貿易商賣の國たる可きや凡そ其邊の大本を論定して目下差向きの處にては金貨騰貴の變動もあり內國金融の緩急よりして事業の盛衰もあり是等は都て關稅の制定に就て取捨す可き重要の箇條なれば關稅條約の調查は一朝夕の勉强を以て滿足す可きに非ず稅權論者も次第に空論を去て實際に近づくに從ひ步步次第に事の易からざるを發明するあととなる可し

序に言ふ可きは我國にて關稅條約の外別に普通海關稅法を制定するの一事なり今我國には無條約國との貿易至て少なく偶々これあるも其貿易に從事する者は日本人にして亦假令ひ本邦人ならざるも或る條約國に對するの稅率に照して徵收するが故に普通法なければとて敢て事實に不都合なきが如くなれども其本邦人に對する法令と云へば唯舊幕府時の法を適用し又無條約國人に對しては全く慣習によるのみにして不完全の嫌あるのみか萬一今の條約國に對しても關稅條約の無効に歸するか或は成立せざる場合もあらば普通海關稅法を適用せざる可らざる譯にして之を制定する必ずしも無益ならずとせば世の論者も亦これが爲めに研究する所ありて自から關稅條約に對するの智識を得るあともあらんか聊か參考に供するものなり

官報

○勅令第四十四號

朕醫術開業試驗委員組織權限ニ關スル明治二十二年勅令第六十二號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年四月二十三日

內務大臣　伯爵井上　馨

勅令第四十四號

醫術開業試驗委員組織權限ニ關スル明治二十二年勅令第六十二號中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ二項ヲ加フ

委員ノ任期ハ四箇年トス

委員ハ滿期後再任セラルヽコトヲ得

第五條中「但」以下ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

及第證書ニハ試驗委員長署名ス可シ

○內務省告示第五十一號

明治二十七年第二回醫術開業及藥劑師試驗執行ノ地及期日左ノ通相定ム

醫術開業試驗

東京府下東京市　十月一日
京都府下京都市　十一月五日
長崎縣下長崎市　十月十五日

長崎市ニ於テハ前科試驗ヲ執行セス

藥劑師試驗

東京府下東京市　十二月一日
大阪府下大阪市　十一月二十五日

明治二十七年四月二十四日

內務大臣　伯爵井上　馨

雜報

○日本鯨獵會社　は豫て株式募集中なりしが客月中旬募集濟となり去る廿一日を以て創業總會を開き定款、創業費千四百六十圓餘、舊鯨組の財產を三萬圓にて讓受くるあと、重役俸給（專務取締役年俸三百圓以上五百圓以下取締役二百圓以下）等の件々を議定し且つ株式を增募して更に事業を擴張せんとするの發議もありしかど今日の儘にて一と先づ開業し然る後臨時總會を開きて之を議する事となり重役を撰擧したるに專務取締役に平松與一郎氏、取締役に細川碧、弘道輔、梶山新介、岡精逸、奧田直八、監查役に森本元彰、石津平七の諸氏當選し昨日其筋へ設立免許を出願せりと

○參宮鐵道會社長　參宮鐵道會社の現任社長太田小三郎氏は遠からず其職を辭退する筈にて其後任には渡邊洪基氏推撰さるべしと云ふ

○一大製糖會社設立計畫の成行　先頃全國紡績聯合會を大坂に開會したる際東京より澁澤榮一、中上川彥次郎の諸氏出席したるを幸ひ兼て大坂實業家中にて計畫せし一大製糖會社設立の議を松本重太郎氏より諸氏に相談し東西の實業家協力して其希望を達せんとしたるが調査不完全なるを以て結局雙方の手にて能く取調べたる上之を確定するあとに決し其後大坂にては規約書等の文書類を調製し之を東京の發起人中へ廻送し來りたるよしされども東京にては斯る事の調査よりも糖業に關する事柄を精查せんものと製造の方法は其道の專門家に取調を依囑し機械の直段等は目下英國に問合せ中の由なるが今某氏の調査したる概略を聞くに昨年度の砂糖輸入額を一手にて製造せんとせば一日に百六十餘噸を精製せざるを得ず先づ今度の計畫は此四分の一位に止め一日平均四十噸を製造せんとするには運轉資金は少なくとも三四十萬圓を要するに付之に固定資本を加ふれば餘程の額に達するならんと云ふ

○讚岐鐵道線路延…
於ては丸龜より高松に…を延長せんとの計畫に…計畫も出來上りたるに付…に請願する爲め上京した…景山氏も出京する筈な…

○長崎市の鐵道問…
有田を經て長崎に至る…設し同地より時津まで…に敷設する鐵道に連續…總會に提出の筈なるよ…滿を抱き又大村町の人…崎市民と交渉中なりと…

○新潟代理店と酒…
ては新潟の支店を廢して…積政弘氏同店を引受くる…しが之と同時に酒田の出…にて出張店を置き同氏…物取扱を引受くる都合…代理店の設置は多分來る…んとの事なり

○米國の關稅案…
月二日より上院の審議に…リーズ氏が其取調べの結…筆てより聞えたれば議案…きまでに充滿したるが…稿を朗讀したり議場の…擧なく少くも三箇月は費…は此上餘程修正さるべき…

○英國の銀貨論…
政府も遂に默止する能は…業協會は集會を催ふして…建議するあと及び勅撰…業と本問題の關係如何を…に決したり總理大臣ロー…輸に答へて政府に於て…一日頃には下院に於て…のみと

○國立銀行營業繼…
期後の善後策は兼てより…に於ても放棄し置くべか…の改正案さへ提出する…り居るも九州、中國四國…は十年若くは二十年間營…て別々に議決はなしたれ…て營業繼續に關する議決…同盟銀行にも贊同を求め…會を開くよしなるが之に…行は多少意見を異にし居…同するや否やは知るべか…

H—"What does the…
is no postscript." H—…
said the letter was from…
男　なはゝゝ書には何と…
女　なはゝゝ書は御在ま…
なはゝゝ書がないそオヤ…
たゞ錯だがす